

## 第1 設置

西東京市男女平等推進センター（以下「センター」という。）の企画及び運営について、必要な事項を協議するため、西東京市男女平等推進センター企画運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項を所掌し、協議の結果を市長に報告する。

- (1) センターの年間事業計画の作成及び事業の企画運営に関すること。
- (2) センターの発行する情報誌の企画及び編集に関すること。

## 第3 組織

委員会は、18歳以上の市内に在住、在学又は在勤をする者で、男女平等に関して理解している等の基準を満たすもののうちから公募等により選ばれた8人以内の委員で組織する。

## 第4 任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、再任は、3回までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## 第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## 第7 関係者の出席

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

## 第8 公開

委員会は、原則として公開で行うものとする。

## 第9 謝金

委員が会議に出席したときは、日額2,000円の謝金を支払うものとする。

## 第10 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部協働コミュニティ課において処理する。

## 第11 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。